

2026.10.25
第99号

家庭問題情報誌 小あみりお

編集・発行
公益社団法人 家庭問題情報センター
PHONE / 03-3971-3741



《目次》

令和家族考 99《発達障害の理解と支援～「あきらめない」という専門性～》1～3頁

アラカルト 99《離婚・別居後におけるコペアレンティング関係の構築－感情的適応とコミュニケーションの視点から－》4～5頁

海外トピックス 99《フランスにおける子の肖像権の保護－2024年の法改正を中心に－》6～7頁

◆令和家族考 99

発達障害の理解と支援 ～「あきらめない」という専門性～

星槎大学共生科学部教授 平 雅夫

今回の令和家族考では、発達障害などにより、さまざまな生きづらさを抱えた方たちへの支援について、星槎大学の平雅夫教授に、「あきらめない」という専門性に立った、具体的で実践的な方法をご紹介します。いくつか専門用語が出てきますが、読者の経験を整理するインデックスとして活用していただくことで事例に沿って具体的に学ぶことができます。

なお、文中で紹介されている事例については当事者の方のプライバシーに配慮して加工、修正してあります。

1 はじめに

私たち福祉や権利擁護の現場には、日々さまざまな生きづらさを抱えた方が相談に訪れます。なかでも近年、後見人や支援者の手を焼かしているのが、言葉は流暢で一見すると問題なく社会生活を送れそうに見えながらも、金銭の計画的利用が難しかったり、突発的に激昂したり、特定のアニメやアイドルなどの対象に過剰にお金をつぎ込んで生活を破綻させてしまう「知的障害を伴わない発達障害（神経発達症）」のある方々への関わりです。

良かれと思って提示したアドバイスはことごとく拒絶され、「幾度注意しても反省しない」、「これ以上どう関わればいいのか」と頭を抱える現場の悲鳴が届きます。特に権利擁護や財産管理を担う成年後見人にとっては、法的な権限を持ちながらも本人の行動そのものを直接コントロールすることはできず、その役割と

限界に日々苦慮されていることでしょう。

このように一見して出口が見えない場面に直面したとき、私はいつも行動分析学などの「学び手は常に正しい」という原則に立ち返ることにしています。これは、「本人が支援者の意図通りに行動しないのは、本人のわがままや能力の欠如ではなく、支援者側の環境設定や伝え方が本人の認知特性に合っていないだけだ」という捉え方です。すなわち、「問題の所在を行動主体（本人）だけのせいにせず、個人と環境の相互作用として捉え直す」という強力な心構えを意味します。

本人が助言を受け入れずトラブルを繰り返すのは、本人の性格や反抗心のせいではなく、生まれ持った特性と周囲の環境との間に著しいミスマッチが生じているからです。その行動には本人なりの「そうせざるを

この冊子は、宝くじの社会貢献広報事業として助成を受け作成されたものです。



得ない切実な理由」が必ず存在します。支援者が自らの持つ「正しさ」や「管理の都合」を横に置き、本人の世界に流れる固有のロジックを理解しようと試みることからしか、真の意味でのあきらめない対話は始まりません。

本稿では専門用語とその解説を交えながら、私が出会った事例を通じて支援のあり方を考えていきます。多忙な現場の支援は経験則に頼りがちですが、理論を結びつけることは事例の迷路から抜け出す客観的な「見取り図」となってくれます。専門用語を散りばめているのは、日々の関わりで立ち止まった際の「インデックス（索引）」として活用していただくためです。これらの視点が、クライアントを「自己責任」と切り捨てず並走し続ける確かな根拠となり、日々の関わりを振り返る「内省的実践」のきっかけとなれば幸いです。

2 出会いと特徴の捉え方（アセスメント）

私が出会った A さん（20代後半・男性）は、自閉スペクトラム症（ASD）と注意欠如・多動症（ADHD）の重複した特性がありました。前任者からは「金銭の計画性がなく給料を数日で使い果たす」「些細な注意で怒鳴り散らす」、「アドバイスを聞かず地下アイドルに何十万円も貢ぎ込む」という、まさに“お手上げ状態”で引き継がれました。

成年後見人であれ生活支援者であれ、他者である本人の行動を力ずくで変えることは不可能です。私たちが手にしている道具は「対話」と「環境へのアプローチ」しかありません。だからこそ、私は A さんの行動を問題視して非難するのをやめ、なぜ彼がそうしてしまうのかをアセスメントし直しました。

<実行機能の障害>

目標に向けて計画を立て、感情や衝動をコントロールする脳の働きです。A さんはこの機能に著しい弱さがありました。「1か月間、予算内で暮らす」という計画的な行動は、地図もコンパスもなく暗闇に放置されるようなものです。見通しが立てられない強い不安の中にいる彼が計画通り動けないのは、怠けているからではなく実行機能が不全を起こしているためです。

<パラソーシャル関係>

メディア上のキャラクターやアイドルなど、実際には双方向の交友関係がない相手に対し、あたかも「親密な友人や恋人」であるかのような錯覚や心理的一体感を抱く現象です。

A さんが地下アイドルに没頭する背景には、激しいいじめ被害による「対人トラウマ」がありました。彼にとって現実の人間関係は「自分を攻撃する恐ろしい存在」でしたが、地下アイドルの世界はお金を払えば確実に自分を笑顔で受け入れ、承認してくれます。傷つくリスクのない安全な逃避先として深くのめり込んでいたのです。助言を拒絶する態度も、「これ以上傷つけられたくない」という必死の自己防衛でした。

<報酬遅延障害と即時強化>

遠い将来の利益よりも目の前の利益を著しく過大評価してしまう傾向です。「将来の貯金」という遠く不確実な安心よりも、「今チェキを撮って褒められる」という強烈な快感が行動を支配します。浪費はだらしないさではなく、即時的な刺激が人一倍強く作用する脳の特性に起因します。

<中枢性統合機能の弱さ>

全体的な文脈を捉えるのが苦手で、局所的な刺激に注意が過度にとらわれる特徴です。「今月全体の残高」というマクロの視点が消え、「今日の限定イベント」というミクロの部分だけに意識が過剰集中してしまいます。

これらの特性を理解したとき、「本人の悪意ではない」と深く納得できます。問題の責任を本人の人格に求めないことが、あきらめず切り捨てない支援の第一歩です。

3 事例の展開

初日、A さんは「支援者はどうせ上から目線で説教して僕を見捨てる」と強く警戒していました。私は「あなたのため」という正論を抑え、「学び手は常に正しい」という原則に立ち返りました。彼の拒絶は過去の不適切な介入に対する防衛反応です。人間は自律性が守られて初めて自発的に変わるという「自己決定理論」に基づき、「指図ではなく一緒に考えたい」と「協働的アプローチ」の姿勢を提示しました。

しかし関わり始めて3か月目、A さんは地下アイドルに通い詰め、家賃を含む生活費20万円を使い果た

してしまいます。叱責や放置はパニックを引き起こします。私は「ハームリダクション（害の低減）」の視点へ切り替えました。完璧な人間を目指すのではなく、生活上の致命的な破綻（害）をいかに最小限に抑えるかという実践的な着想です。

「20万円使った時は楽しかったけれど、今は不安ですよね」と感情を受け止めると、彼は「職場で嫌なことがあり、むしゃくしゃして行った」と本音を漏らしました。ここから彼自身の納得に基づく具体的な作戦会議が始まりました。

計画的に動けないのが特性ゆえなら、本人ではなく周囲の環境の側を調整します（「環境の足場かけ」）。「推し活禁止」ではなく「安全に楽しむ環境づくり」として、1か月分の推し活上限額だけがデビットカードに自動チャージされる仕組みを作りました。スマホのカレンダーには「家賃引き落とし日（赤色）」「自由に使える日（青色）」と視覚的に色分けし、確認すべき数字を単純化しました。

だが後日、面談中にAさんが何気なくチェックしたスマホでSNSの誹謗中傷を目にし、過去のトラウマからパニックを起こしました。「全部めっちゃくちゃにしてやる！」と大声で叫び、スマホを投げ、椅子を蹴り飛ばしました。制止の言葉は追撃になることもあります。私は声をかけず隣に静かに座り、深い呼吸で穏やかな状態を維持しました。これは支援者が落ち着いた環境を提供して相手を鎮静化させる「共同調節」です。これにより「ここは切り捨てない場所だ」という「心理的安全性」を守りました。

落ち着きを取り戻した際、「ひどい書き込みをされたら暴れたくなるのは当然だ」と感情を全面的に受容しました。ただし、外部の悪意を理由に本人の暴力を容認する「イネープリング（甘やかし）」は避けねばなりません。私は「どれだけ悔しくても、椅子を蹴り飛ばす行動にはYESと言えない。やめられるよう一緒に考えよう」と毅然と伝えました。

感情に共感しつつ不適切行動には「限界設定」を行い、他責にする「外在化」にブレーキをかけました。「感情は理解されるが暴力は許さない」一貫した境界線を示したことで、彼はここを本当の意味で安全な場所と認識したのです。

これを境に、彼は「支援者の提案を試してみよう」

と変化し、今では購入前に「衝動性が発動しているかな？」と相談してくれるようになりました。自分の行動を客観視する「メタ認知」を獲得しつつあります。

4 現在進行形のリアルと支援者の専門性

しかし、これで綺麗な美談として終わるわけではありません。Aさんの生活から危うさが消えたわけではなく、先週も衝動を抑えきれず生活費から追加課金し、「お金がない」と泣きついてきました。職場でトラブルがあれば他責的な怒りをぶつけてくることもあります。

数年前に比べれば、数十万円の破産や強制退去といった致命的な破滅（ハーム）は防げています。足元は常に細いロープの上を歩いているかのように不安定ですが、デビットカードの枠内で揺れ動きながらも踏みとどまる日が増えていきます。

多くの支援者や後見人が燃え尽きてしまうのは、「支援の成果＝問題行動が消失し完璧に自立すること」と過度に高いゴールを設定してしまうからです。しかし福祉や権利擁護の実践知が教えるのは、「人間は課題や危うさを抱えたままでも地域社会で生きていける」という事実です。

Aさんの特性や認知の偏りを一瞬で書き換えることは不可能です。彼が給料日前に浪費してしまった時、「今回は破産よりずっとマシだった。感情は抑えきれなかったけれど、物を壊さずに連絡できたね。次はどう対策しようか」と伴走する支援者が横にいること自体が、彼の人生に対する「足場かけ」そのもののなのです。

完璧な自立を目指すのではなく、本人の尊厳を守りながらハームリダクションを継続すること。共感と限界設定のバランスを保ち、対話のチャンネルを閉じないこと。これこそが成年後見や福祉の現場に求められる「あきらめない支援」であり、プロフェッショナルとしての専門性であると私は信じています。明日も電話口でトラブルやパニックの連絡が入るかもしれませんが、私たちは投げ出さず、グラグラとした伴走をどこまでも続けていくのです。

離婚・別居後におけるコペアレンティング関係の構築 ー感情的適応とコミュニケーションの視点からー

東京大学大学院教育学研究科特任助教 隅田 玲

未成年の子どもがいる父母は、離婚又は別居してその関係が解消したとしても、子どもの養育のために互いに協力関係を維持し共同して養育にあたることが期待されます。しかし、親の責務として求められるとはいえ、相手に対する感情的な問題や意思疎通の難しさなどもあって、なかなかそううまくいくわけではありません。東京大学大学院教育学研究科の隅田特任助教に、そんな悩みにいかに対処していくかのヒントを分かりやすく解説していただきました。

1 「子どものため」は分かっているけど…

「親子交流実施のために、離婚後も子どものために父母で協力しましょう」。もっともな言葉です。多くの父母も、子どもが父母の争いに巻き込まれず、それぞれの親から安定した養育を受けることが大切だと頭では理解しているのではないのでしょうか。「でも、相手の顔を見るだけで胸がざわつく、声を聞くだけで怒りや悲しみがこみ上げてくる」。そんな「分かっているけど…」という思いを抱くのは、親失格だからではありません。夫婦としての関係を終えるほどの出来事を経験した相手と、子どもの予定を伝え合い、ときには相手が親として関わることを支える。これは決して容易なことではありません。しかも父母は、離婚に伴う生活の変化や不安、混乱を抱える中でそれに取り組まなければなりません。

離婚後の父母が子どもの養育をめぐるって築く関係を、「コペアレンティング関係(又はコペアレンティング)」と呼びます。本稿では、新たなコペアレンティング関係を構築する上で、親自身の感情的適応の重要性と、その上で相手とどのようにコミュニケーションを取るかについて、研究及び実践の知見をいくつかご紹介します。

2 関係解消への感情的適応

Millings ら (2020) は、離婚・別居に伴う関係解消に対する心理的適応を「関係解消への感情的適応」として概念化しています。感情的適応が高いほど、元パートナーとの接触時に感情を調整しやすく、養育について冷静に意見を伝えやすいこと、また、コペアレンティング葛藤が少ないことが示されています。

Millings ら (2020) の概念モデルでは、感情的適応が進む過程を、次の四つの変化として捉えています。
①「喪失」から「生活の再建」へ：終わった関係や失われた家族の形に向いていた意識が、新しい生活の構

築へ移行します。②「過去」から「未来」へ：「なぜ、あのようなことになったのか」という後悔や怒りから、「これから子どもとどう生活するか」という将来へ焦点が移ります。③「自分の内側の痛み」から「子どもを含む周囲の現実」へ：自身の傷つきへの対処で精一杯だった状態から、子どもの気持ちや周囲の状況にも目を向けられるようになります。④「否定的な感情」から「肯定的な感情」へ：怒り、罪悪感、羞恥心などが和らぎ、希望や安心、穏やかさを感じる時間が増えていきます。

英国の家族司法の領域でも、父母が話し合いや紛争解決に参加するための「感情面での準備状態 (emotional readiness)」が重視され、その状態に応じた支援の必要性が指摘されています (Houlston et al., 2019)。例えば、親子交流の受渡しに相手が10分遅れたとします。感情が強く揺れていると、「また自分勝手だ」、「昔から何も変わっていない」と過去の不満まで重なり、夫婦関係をめぐる争いへ広がることがあります。感情的適応が進むと、不快さや怒りを感じながらも、「今日は10分遅れた。今後は事前に連絡してほしい」と、現在の問題に焦点を戻しやすくなります。

3 対人関係上の傷つきに向き合う REACH モデル

感情的適応を実現する具体的な実践の一つとして、「REACH (リーチ)」と呼ばれる対人関係上の傷つきに対する「ゆるし」を促す心理教育的な方法をご紹介します (Worthington, 2006)。ここでいう「ゆるし」は、相手の行為を正当化することではありません。怒りや恨みに自分の生活を支配され続けたいために、傷つきとの関わり方を少しずつ変えていく作業です。REACH は、次の五つのステップの頭文字から名付けられています。

R : Recall the hurt (傷つきを振り返る) : 何が起

こり、自分がどのように傷ついたのかを認め、自身の回復のために出来事と向き合います。

E : Empathize (相手の背景を想像する) : 相手の立場に立ち、その行動の背景や相手が置かれていた状況を想像します。

A : Altruistic gift (利他的な贈り物としてのゆるし) : 自分自身が誰かを傷つけ、それでもゆるされた経験を振り返り、見返りを求めずにゆるすことを選ぶ可能性を考えます。

C : Commit (決意を形に残す) : 「自分の未来のために、過去の怒りを手放す」などと紙に記すなどして自身の決意を形に残します。

H : Hold on (ゆるしを保つ) : 怒りや悲しみが再び生じても失敗とは捉えず、揺り戻しを認めながら、選択した方向を維持します。

5地域4598人を対象とした REACH のランダム化比較試験でも、短いワークブックへの取組によって、ゆるせなさ、抑うつ、不安の改善が示されています (Ho et al., 2024)。REACH 自体は離婚後の父母に特化した方法ではありませんが、ゆるし介入を用いた離婚経験者へのランダム化比較試験でも、介入群では元配偶者へのゆるしや抑うつ症状の改善が報告されています (Rye et al., 2005)。

4 「協力」より「葛藤を増やさない」

心の余白が少し生まれたら、次に検討したいのが実際のコミュニケーションです。ここで大切なのは、すべての父母に同じ形の「協力」を一律に求めないことです。

コペアレンティング研究では、父母間の葛藤や子どもの巻き込みが少ないことは、総じて子どもの良好な適応と関連していることが示されています (Teubert & Pinquart, 2010)。一方、離婚後の家族に限ってみると、「協力的な関係」が常に望ましいかについては、研究結果は必ずしも一貫していません。そこで、まずは「葛藤を増やさず、子どもに必要な情報をやり取りできること」を目標にし、それぞれの父母に合った距離や方法を探すことも大切です。

高葛藤の父母に対する一つの選択肢として「並行養育 (parallel parenting)」が挙げられます。Anderson & Upthegrove (2025) の議論を踏まえると、その特徴は概ね次の三点に整理できます。① 父母間の直接的な接触や連絡を必要最小限にすること、② 親子交流の日程変更の方法や、教育・医療などの重要事項を誰がどのように決めるかを定めておく等、意思決定の方法や父母それぞれの責任範囲を事前に明確にしておくこと、③ 相手の家での食事や生活リズム等

の養育領域への介入を控え、それぞれが一定の独立性をもって養育することです。このように、必要な情報は共有しつつ、役割や境界を明確にして適切な距離を保つことも、コペアレンティング関係の一つのあり方と考えられます。

また、やり取りのたびに口論になってしまう場合には、Bill Eddy らが高葛藤場面での文章による連絡方法として提案した BIFF が参考になります。BIFF とは、Brief (短く)、Informative (必要な情報に絞る)、Friendly (敵意のない語調で)、Firm (結論や境界を明確に) の頭文字です。例えば、親子交流の日程調整において相手から非難を含む連絡が届いても、それに反論するのではなく、「連絡ありがとうございます。○日の親子交流について、○日までには可否をお知らせください」など、礼節を保ちながら必要な情報と依頼に限定して返答します。過去の夫婦関係に話を広げず、現在の養育上の課題に焦点を戻す方法です。

ご紹介した知見がすべての父母にとって唯一の正解というわけではありません。このような知見を参考にしながらそれぞれの関係に合ったコミュニケーションを模索していくことが重要です。

5 さいごに

今、「子どものためなのは分かっているけれど、相手と関係を築くなんて無理」と感じているなら、まずはその気持ちを否定せず、自分自身の感情をケアすることから始めてもよいのだと思います。その先に、過去へのとらわれが和らぎ、子どもは父母それぞれとの関係を保ち、自分自身も子育てを一人で背負わずに済む、新たなコペアレンティング関係が生まれる可能性があります。

その過程を一人で進む必要はありません。周囲の人や専門機関の力を借りることもできます。支援する側も、子どもの利益を大切にすることこそ父母の強い言動や対立的な態度に目が向くこともあるかと思いますが、父母がどのような傷つきや葛藤の中にいるのかを理解し、長い目で変化を支える姿勢が、今改めて求められるのではないかと思います。

【主要参考文献】

- Eddy, B., Burns, A. T., & Chafin, K. (2020). BIFF for CoParent Communication: Your Guide to Difficult Texts, Emails, and Social Media Posts. Unhooked Boosk.
- Millings, A., Hirst, S. L., Sirois, F., & Houlston, C. (2020). Emotional adaptation to relationship dissolution in parents and non-parents: A new conceptual model and measure. PLOS ONE, 15(10), e0239712
- Worthington, E. L., Jr. (2006). Forgiveness and reconciliation: Theory and application. Routledge.

フランスにおける子の肖像権の保護 ー2024年の法改正を中心にー

一橋大学大学院法学研究科教授 石綿 はる美

SNS が人々の生活に浸透している昨今、親が未成年の子の写真を、子が自分の写真を掲載することが日常的に行われているようです。子の SNS の利用については世界的に規制の動きも広がっていますし、掲載された写真について、性的な悪用の危険や、個人情報の写り込みへの警鐘もなされています。しかし、日本ではまだ、子の権利という視点からの議論や、父母の意見が一致しない場合の議論などについては、十分とはいえないのではないのでしょうか。今回は、一橋大学の石綿はる美教授に、フランスの新しい法律について紹介していただきました。

1 はじめに

親が子の画像を SNS などのインターネット上で公開することを、シェアレンティング（シェア〔共有〕とペアレンティング〔子育て〕を組み合わせた造語）と呼ぶことがあります。このような言葉があるように、近時は、親が子の画像を公開することも多く、また、その方針をめぐる両親間で対立が生じることもあります。さらに、子自身が自らの画像を SNS 上で公開することについて、親がどう対応するかという問題も生じます。

フランスでは、2000年代から、親による子の写真や動画の公表をめぐる両親間の紛争に関する裁判例も紹介されていました。そして、2024年2月19日に「子の肖像権の尊重を保障するための2024年2月19日の法律」が成立しました。同法は、親などが子の写真を SNS 等に投稿することにより損なわれる子の肖像権の保護を目的とするものです。立法の背景には、子の画像の SNS 等への投稿は、商業利用や小児犯罪といった問題を引き起こすとともに、一度インターネット上で公開された画像は削除が難しく、長期的に子に危害を与える可能性があるという問題意識があります。

本稿では、2024年に改正されたフランス民法の条文の内容を紹介することを通じて、フランスにおける子の肖像権の保護の一端を紹介したいと思います。また、日本でも、令和6（2024）年に、民法の改正が行われ、親権の行使について規定が新設されましたので、適宜、その内容とも比較してみます。

2 子の肖像権についての親の責務

子の肖像権を守るために、親にはどのような責務があるのでしょうか。

まず、2024年法は、親権の目的・内容を定めるフ

ランス民法の規定を改正し、「子の私生活の保護」も親権者の職務に含まれることを明らかにしました（同改正371-1条2項）。具体的には、親権の内容には、子の私生活がみだりに公開されないよう SNS 上で子が行う活動を監督したり、画像の利用に同意を与えたりする積極的な義務と、親自身が子の画像を悪用するなどして、子の私生活を侵害しないという消極的な義務があると説明されています。

また、親が子の肖像権に関して親権の行使をする際には、「子の年齢及び成熟度に応じて、子を関与させる」ことが求められるとしました（フランス民法改正372-1条2項）。子の意見表明権などについて定めた児童の権利に関する条約の理念（同12条1項）と共通するものです。フランス民法には、既に、子の年齢及び成熟度に応じて、子に関する決定に子を関与させることを両親に求める規定（同371-1条4項）が存在していましたが、それとの重複が認識されながら、新たな規定がおかれることになりました。この規定は、親が子の画像を SNS 上に投稿する際に、子の同意を得ることを必須とするものではありません。したがって、子の同意がなくても両親の意見が一致すれば、子の画像を公開することができます（後記3参照）。しかし、子の年齢や成熟度に応じて、同意を得ることが推奨されると考えられています。

では、親による子の肖像権についての親権行使が不適切な場合は、どうなるのでしょうか。2024年法は、親権の中で子の肖像権に関する部分だけを、裁判官の判断により第三者に委譲する（移す）ことができる場合があると明示しました（フランス民法改正377条4項）。親が子の画像を公開することで、子の尊厳等が著しく害される場合に、子の親族などが裁判所に申し立てると、裁判所は、親権行使の一部分（子の肖像

権に関する部分）を親以外の第三者に委譲すると判断することができます。親は親権者であり続けるものの、親権の子の肖像権に関する部分の行使が親から第三者に委譲されることで、子の写真をインターネット上で公開したり、利用したりする権限を失い、これらことができなくなります。不適切な親権行使があった場合に、親権者である親の子の肖像権に関する権限を制約することで、子の利益の保護を図ることになります。

3 子の肖像権に関する両親の関与

子の画像のインターネット上での公開等について、両親の意見対立が生じることがあります。この場合にはどうしたらよいのでしょうか。少し長くなりますが、親権行使についてのルールを確認した上で、両親の意見対立への対応方法を見てみたいと思います。

フランス民法は、両親が親権者である場合には、共同して親権を行使することを求めています（同372条1項）。しかし、両親にとって、すべての事項について共同で決定をすることは負担です。また両親とやり取りをすることになる第三者（例えばスポーツクラブなど）にとっても、常に両親が合意をしているのか確認をする必要が生じることは負担です。そのため、「日常的行為」については、両親の合意がないことについて善意（知らない）の第三者は、両親の一方が単独で親権行使をしている際に、両親の合意があると信じて保護される仕組みが設けられています（フランス民法372-2条）。フランス法は、日本の令和6年改正法のように、日常の行為に係る親権の行使を単独できると正面から認めるものではありません（日本民法824条の2第2項）。しかし、フランス法では、上記のような第三者の保護の規定があることで、事実上、「日常的行為」については、両親が単独で行うことが可能となっています。それに対して、「重要な行為」については、原則通り、両親の合意が必要となります。日常的行為には、スポーツクラブの登録などが、重要な行為には、宗教上の選択や手術などの重要な治療行為の同意などが該当すると説明されたりします。しかし、フランス民法は、日常的行為について定義をしたり、条文で具体的な行為を列挙したりはしていません。この点は、日本法と同様です。そのため、しばしば、具体的な行為が日常的行為か重要な行為かが争われることとなります。従前の裁判例の多くは、子の画像や動画を公表する行為は、重要な行為であるとしていました。

2024年法では、子の肖像権に関する親権の行使は、

両親が共同で行う必要があることが明らかにされました（フランス民法改正372-1条1項）。つまり、子の肖像権に関する事項は、両親双方の関与が必要な重要な事項であることを前提としています。フランスでは、親が子の画像をインターネット上で公開したり、子自身が公開することに親が同意したりすることは、両親双方が合意しなくてははいけません。それに対して、子の写真を撮影することは、それぞれの親が単独で行うことができると考えられています。

では、子の画像の公開について、両親の意見が一致しない場合はどうしたらよいのでしょうか。例えば、Aが子の写真をSNSに投稿したいと考え、Bが反対しているとします。この場合、裁判所は、Aに対してBの同意なく子の画像等を公開することを禁止することができます（フランス民法改正373-2-6条4項）。つまり、フランス法は、両親双方の意見が一致しない限り、子の画像の公開ができないようにしています。それに対して、日本の令和6年改正法は、両親の意見が不一致の場合に、家庭裁判所が、紛争となっている特定の事項についての親権行使者を定め、その者に当該事項についての最終判断を委ねます（民法824条の2第3項）。

4 おわりに

以上のように、フランス法は、子の画像をインターネット上で公開することについて、両親双方の関与を求めることにより子の肖像権を保護します。また、不適切な子の画像の公開が行われた場合は、子の肖像権に関する親権行使を（両）親から第三者に委譲することで、子の肖像権を保護します。

日本においても、令和6年民法改正もあり、親権の共同行使のあり方への関心が高まっています。フランスの2024年法において示された、子の画像のインターネット上での公表は子の利益を害する可能性があること、親が子の画像をSNS等で公表することや子自身による公表に同意することは、両親の関与が求められる重要な行為であることといった点は、今後、日本での子の画像のインターネット上での公開などについて検討するための、一つの視点を与えてくれるかもしれません。

【参考文献】

- ・奈良詩織「【フランス】SNS上での子供の肖像権を尊重するための法律」外国の立法300-1号（2024年）35頁
- ・石綿はる美「【立法紹介】子の肖像権の尊重と親権行使」日仏法学33号（2025年）207頁
- ・石綿はる美「親が子どもの画像を公表するとき」深町晋也『家族と刑法』（有斐閣、2021年）78頁

宝くじは、 みんなの暮らしに 役立っています。



移動採血車



ピクニックテーブル



宝くじドリームジャンボ絵本



宝くじ桜



消防団防災学習・災害活動車両



一輪車



パブリックアート



フラワープランター



検診車

宝くじは、少子高齢化対策、災害対策、公園整備、教育及び
社会福祉施設の建設改修などに使われています。



一般財団法人日本宝くじ協会は、宝くじに関する調査研究や公益法人等が行う
社会に貢献する事業への助成を行っています。



一般財団法人

日本宝くじ協会

<https://jla-takarakuji.or.jp/>
